

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

指名停止措置について

長浜水道企業団指名停止基準に基づき、次のとおり指名停止とする。

1. 指名停止業者

アクア株式会社

長浜市下之郷町 7 0 9 番地

2. 指名停止期間

令和 7 年 1 0 月 2 7 日から令和 8 年 1 月 2 6 日まで（3 箇月）

3. 指名停止理由

長浜水道企業団指名停止基準第 3 条および別表第 2 第 1 0 項（3）に該当
（建設業法違反）

アクア株式会社および同社従業員は、米原市発注の工事で、作業員の死亡事故を発生させた件で、労働安全衛生法違反により、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 7 年 6 月にそれぞれの刑が確定した。

このことにより、令和 7 年 9 月 2 6 日付けで、滋賀県がアクア株式会社に対して、建設業法に基づく指示処分を行ったため。

長浜水道企業団指名停止基準

別表第 2（第 3 条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反)	
1 0 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等を受けたとき。	
(1) 逮捕または逮捕を経ないで公訴を提起された場合	1 2 箇月
(2) 営業停止処分を受けた場合	6 箇月
(3) <u>指示処分を受けた場合</u>	<u>3 箇月</u>